

公取委が最終調整

不当廉売にも課徴金

自民今改正で審判見直し決着

公正取引委員会が2008年の通常国会への提出を目指す「改正独占禁止法案」に、不当廉売や差別対価についても新たに課徴金を導入することで最終調整に入っていることが19日、明らかになった。同日に開いた自民党の独禁法調査会（堀内光雄会長）で、佐藤剛男事務局長と経済産業省が説明した。中小企業の疲弊を理由に課徴金制度の導入を求める自民党、経産省に配慮した形だ。

公取委は「公正な競争 企業に影響のある一定の取委、経産省だけでなく、建設業界にとっても、課徴金制度が導入されれば、指名停止などの制裁を阻害する恐れのため、上の場合には課徴金の対象とすべき」として、連合会なども理解を示している」として、「繰りの対象になるため、構成要件を含めて大きな関心事となりそうだ。

また、審査・審判手続きの切り離しについて、

独禁調の保固興治最高顧問は「審査・審判制度の見直しは前回の改正議論で決まっていたもの。今後検討していくこと（結論はない）」と宣言した。この発言は、審査・審判の切り離しを改正法案に盛り込まず、今後の検討課題にする動きを封じ込める狙いもある。

審判制度の見直しでは、公取委の審判制度を

廃止し、裁判所に委ねる 択性にする案が浮上して 審判制度が廃止されて裁判は失効しないことは変わらな

方式と、公取委の審判がある。ただ既に事前審判に移行しても、課徴金裁判いづれかを避ける選 制度は廃止されており、納付命令や排除措置命令